

限度額適用認定証の交付

4月から70歳未満も対象に



4月から国民健康保険の限度額適用認定証が70歳未満の方にも交付されます。

限度額適用認定証は、国保に加入している方が入院した時に病院の窓口で提示すれば、月単位の窓口負担が一定の限度額（下表のとおり）にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなるものです。

これまでは70歳以上ののみが対象となっていました。4月からは70歳未満の方も同認定証の交付が受けられ、入院

の際の窓口負担が軽くなります。限度額適用認定証を利用されない方は、これまでどおり後から申請することで、高額療養費の支給を受けることができます。

交付を受けるためには

限度額適用認定証の交付を受けるためには、事前に申請が必要となりますので、役場住民生活課（3番窓口）へお越しください。代理の方でも申請することができます。

▽持参する物 保険証、印鑑

なお、国保税の滞納がある方は原則として同認定証の交付を受けることができません。国保税は納期限までにきちんと納めるようにしましょう。

従来の制度をご利用の方

これまで受領委任払い制度を利用していた方は、限度額適用認定証への切り替え手続きが必要となります。また、現在入院中で国民健康保険標準負担額減額認定証をお持ちの方も、申請

すれば限度額適用認定証への切り替えができます。

▽持参する物 高額療養費受領委任証明書（緑色）または標準負担額減額認定証（白色）、保険証、印鑑

◆申請先・問い合わせ

役場住民生活課国民健康保険担当（☎82-3111内線124）へどうぞ。

◆自己負担の限度額

世帯の状況	1カ月当たりの限度額	
	年3回まで	年4回目以降
一 般	80,100円+ (267,000円を超えた分の1%)	44,400円
上 位 所 得 者	150,000円+ (500,000円を超えた分の1%)	83,400円
町民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※同じ人が同じ月に同じ医療機関に支払った自己負担額です。

低所得者の介護保険料減免制度 対象となる方は お早めに手続きを

町では、収入が一定以下の方を対象に、介護保険料の軽減制度を行っています。

対象となるのは、老齢福祉年金受給者および老齢福祉年金以下の収入で、一定条件を満たしている人です（下表参照）。

保険料の減額を受けるためには、本人の申請が必要となりますので、対象となる方はお早めに手続きを行ってください。

◆問い合わせ 役場保健福祉課介護保険担当（☎82-3111内線163）へどうぞ。

◆介護保険料軽減制度の概要

区分	軽 減 の 対 象 と な る 人	軽 減 の 内 容
I	1 老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が非課税 2 老齢福祉年金以下の収入で、次の4つの要件をすべて満たし、生活保護を受けていない人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下（3人目から1人につき40万円を加算）▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない人	保険料段階第1段階の半額の保険料相当額に軽減 (年額21,600円→10,800円に軽減)
II	1 災害により著しい損害を受けたとき 2 世帯生計維持者の死亡または長期入院などで収入が著しく減少したとき 3 世帯生計維持者の収入が事業の休廃止、失業などにより著しく減少したとき 4 世帯生計維持者の収入が不漁、不作などにより著しく減少したとき	本来納めるべき保険料段階から1段階分軽減 (年額より10,800円を軽減)
III	保険料段階が第3段階で、次の4つの要件をすべて満たす人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下（3人目から1人につき40万円を加算）▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない人	保険料段階第3段階を第1段階の保険料に軽減 (年額32,400円→21,600円に軽減)